建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　河野　昭彦　一級建築士　第139390号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社葵総合計画一級建築士事務所（大阪府知事登録(イ)第23580号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　竹川　修司　一級建築士　第99284号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社建築計画合同社（大阪府知事登録(ト)第8805号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　太田　秀樹　一級建築士　第199871号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士事務所に属する一級建築士として、建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を、建築士法施行規則第17条の36の規定により、平成24年３月31日までに受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、太田建築設計事務所（滋賀県知事登録(ロ)第2104号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　塔筋　就子　一級建築士　第64029号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、塔筋就子建築工房（大阪府知事登録(ロ)第21446号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　田中　俊介　一級建築士　第42481号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社田中工務店一級建築士事務所（京都府知事登録（21Ａ）第10311号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　玉井　香里　一級建築士　第279805号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、Ｊｏｙ　ｕｓ（大阪府知事登録(ロ)第20995号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中田　　勉　一級建築士　第179848号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社北井工務店一級建築士事務所（滋賀県知事登録(ヌ)第320号）に属した。